# 確認検査業務手数料規程

日本建築検査協会株式会社

**第１条（趣旨）**

確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）は、日本建築検査協会株式会社（以下「ＪＣＩＡ」という。）が建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）が計画する、建築物、建築設備及び工作物の建築確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定等の業務（以下「確認検査業務」という。）を受託するに際し、ＪＣＩＡが別に定めた確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）及び確認検査業務約款（以下「業務約款」という。）に基づき、確認検査業務の手数料について必要な事項を定める。

なお、ＪＣＩＡが国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物、建築設備及び工作物の確認検査業務を行う場合に準用する。

**第２条（建築物に関する確認の申請手数料）**

業務規程第 17 条に定める建築物に関する確認申請に係る基本手数料は、確認申請一件につき、別表第１、別表第２（建築基準法（以下「法」という。）第６条第１項第三号の建築物に限る。）又は別表第３（法第 68 条の 11 に規定する型式部材等製造者認証建築物に限る。）に掲げる額とする。

２　別表第１、別表第２及び別表第３の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

一　建築物を新築する場合（次の三号～五号に掲げるもの及び移転の場合を除く。）は、当該新築に係る部分の床面積

二　同一敷地内に新築又は増築をする独立した建築物が複数ある場合、当該建築物の床面積の合計により算定した基本手数料に、別表第４に掲げる倍率を乗じた額とする。（新築にあっては当該建築物の床面積、増築にあっては増築部分の床面積が 200 ㎡以下のものを除く。）

三　建築物を別棟増築する場合は、当該計画の増築に係る部分の床面積（同一棟の増築は、当該増築する部分の床面積と既存建築物の延べ面積の十分の七とを合計した床面積。ただし、既存建築物に構造遡及がある場合は、当該増築する部分の床面積と既存建築物の延べ面積とを合計した床面積）

四　確認を受けた建築物（以下「既確認建築物」という。）の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をＪＣＩＡから受けているものは、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一

五　既確認建築物の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をＪＣＩＡ以外の確認検査機関及び建築主事（以下「他機関等」という。）から受けているものは、当該既確認建築物の確認に係る内容により新規の確認申請があったものとみなし、第一号から第三号までの例により算定した床面積とする。この場合において、当該計画の変更に伴い既存建築物（当該既確認建築物を除く。）へ増築するときは、第三号の例により算定した当該増築に係る床面積を加える。

六　建築物の移転、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途の変更をする場合（次の七号及び八号に掲げる場合を除く。）は、当該移転、改築、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分

の床面積

七　既確認建築物の計画を変更して、建築物の移転、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途の変更をする場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をＪＣＩＡから受けているものは、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一

八　既確認建築物の計画を変更して、建築物の移転、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途の変更をする場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を他機関等から受けているものは、新規の確認申請と同様に、当該移転、改築、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積

３　増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替による審査で、既存建築物の検査済証が交付されていない場合は、別途見積りとする。

４　第１項に定める基本手数料のほか、次の各号に掲げる審査を要する場合は、当該審査に係る加算手数料を、各号に括弧書きで掲げる別表に定める額により加算する。

一　天空率の審査（別表第５）

二　省エネ基準適合の仕様基準による審査（別表第６）

三　検証法（階避難安全検証法、区画避難安全検証法、全館避難安全検証法、耐火性能検証法及び防火区画検証法をいう。）の審査（別表第７）

四　構造の仕様規定等による審査（別表第８）

五　300 ㎡以下の建築物で構造計算による構造審査（別表第９）

六　構造計算を行った棟数が２以上の構造強度に係る審査（別表第１０）

七　構造計算適合性判定図書との整合性審査（別表第１１）

八　法第６条の３第１項ただし書きの規定による審査（別表第１２）

九　免震構造の審査、限界耐力計算の審査又はエネルギー法の審査（別表第１３）

十　木造の混構造で別途計算書が必要となる場合の審査（別表第１４）

十一　特定天井等の審査（特定天井、落下防止措置）（別表第１５）

５　エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接続された一の建築物であっても、それぞれが法第６条の３第１項ただし書きの規定による審査を行う建築物は、別棟としてそれぞれの床面積に対し、別表第１２に掲げる料金を別表第１の料金に加算する。

６　第２項第二号及び第４項の規定は、計画変更の確認申請（確認を受けた建築物の計画を変更する場合をいう。）について準用する。この場合において、第４項第三号の検証法に係る床面積は、当該変更に係る部分の床面積の二分の一とする。ただし、計画変更で新たに検証法を行う場合及び直前の確認を他機関等から受けている場合は、この限りでない。

**第３条（建築設備に関する確認の申請手数料）**

業務規程第 17 条に定める昇降機、小荷物専用昇降機及びその他の建築設備（法第 87 条の２において準用する場合に限る。）の確認申請に係る手数料は、一の建築設備について、別表第１６に定める額とする。

２　確認を受けた建築設備の計画を変更する場合の確認申請に係る手数料は、一の建築設備について、別表第１６に定める計画変更手数料の額とする。

**第４条（工作物に関する確認の申請手数料）**

業務規程第 17 条に定める工作物の確認申請に係る手数料は、一の工作物について、別表第１７に定める額とする。

**第５条（建築物に関する中間検査の申請手数料）**

業務規程第 26 条に定める建築物に関する中間検査の申請に係る手数料は、中間検査申請一件につき、別表第１に掲げる額とする。

２　別表第１の床面積の合計は、当該中間検査に係る部分の床面積（当該特定工程の面積をいう。）について算定する。

３　他機関等から確認を受けている場合の前２項の適用については、前項の床面積について算定した第１項に掲げる手数料に、確認申請手数料を加算した額とする。以下、次条から第 10 条において同じとする。ただし、ＪＣＩＡが中間検査を行った建築物の完了検査については、この加算を行わない。

**第６条（工作物に関する中間検査の申請手数料）**

業務規程第 26 条に定める工作物に関する中間検査の申請に係る手数料は、一の工作物について、別表第１７に掲げる額とする。

**第７条（建築物に関する完了検査の申請手数料）**

業務規程第 32 条に定める建築物に関する完了検査の申請に係る手数料は、完了検査申請一件につき、別表第１に掲げる額とする。

２　別表第１の床面積の合計は、建築物を新築又は増築した場合（移転した場合を除く。）にあっては、第２条第一号、第二号及び第三号により算定する。又、建築物の移転、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をした場合にあっては、第２条第六号により床面積を算定する。

３　建築物省エネ法に係る適合義務がある建築物は、料金表に定める完了検査手数料の加算を加算する。

**第８条（建築設備に関する完了検査の申請手数料）**

業務規程第 32 条に定める昇降機、小荷物専用昇降機及びその他の建築設備（法第 87 条の 2 において準用する場合に限る。）の完了検査の申請に係る手数料は、一の建築設備について、別表第１６に掲げる額とする。

**第９条（工作物に関する完了検査の申請手数料）**

業務規程第 32 条に定める工作物に関する完了検査の申請に係る手数料は、一の工作物について、別表第１７に掲げる額とする。

**第 10 条（建築物、建築設備、工作物に関する仮使用認定の申請手数料）**

業務規程第 38 条に定める建築物、建築設備、工作物の仮使用認定に係る手数料は、仮使用認定申請一件につき、別表第１８に掲げる額とする。同一敷地内に新築又は増築をする独立した建築物が複数ある場合における当該額の算定は、第２条第２項第二号の規定を準用する。

**第 11 条（検査に係る出張交通費）**

中間検査、完了検査、仮使用認定のため確認検査員、副確認検査員及び補助員（昇降機検査員及び建築設備検査員を含む。以下「確認検査員等」という。）が出張等をする場合は、第５条から前条までの手数料の額に、別表第１９に定める額の出張交通費を加算する。なお、初回検査以降に実地検査が複数回に渡る場合は、出張交通費を各回請求する。

**第 12 条（出張交通費の計算方法）**

出張交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の交通費及び日当等を加味し、本店又は支店より申請地までの距離に応じて定める。

２　業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、その現にとる経路及び方法によって計算した出張交通費を加算することができる。

３　次の場合、第 11 条に係らず、出張費を別に定めることができる。

①　検査の日程、時間等を勘案し、宿泊を要する場合

②　通常の経路、方法、人数等によって検査し難い場合

③　ＪＣＩＡが検査を効率的に実施できると判断できる場合

**第 13 条（申請手数料の**増額又は減額）

ＪＣＩＡは、第２条から第 10 条までに定める申請手数料の額を、次項以下に定める場合は、増額又は減額することができる。

２　審査業務及び検査業務が、効率的に実施できると判断される場合は、減額することができる。

３　過去一年間以内の申請実績及び今後一年間の申請見込みにおいて、相当の継続的取引が見込まれる場合は、減額することができる。

４　審査業務において、通常の審査に係る業務に要する期間よりも短い期間で、確認済証の交付を希望されることにより、特段の審査体制を必要とする場合は、申請手数料を増額することができる。

５　確認申請又は計画変更確認申請の審査において、次のいずれかに該当し、審査に要する業務量が通常の審査に係る業務量を超えると判断される場合は、当該申請の申請手数料を増額することができる。

一　申請図書の記載内容に不備又は不整合が多い場合

二　申請書等の補正を求めたにもかかわらず、速やかに補正がされない場合

６　前各項に定めるもののほか、ＪＣＩＡの代表取締役が総合的に判断し、認める場合は、増額又は減額することができる。

**第 14 条（確認済証等の紙面発行手数料）**

確認済証、中間検査合格証、検査済証及び仮使用認定通知書の交付において、紙面での発行を行う場合は、手数料として処理１件につき 5,000 円（非課税）を請求する。

**第 15 条（帳簿記載事項証明に関する申請手数料）**

帳簿記載事項証明に係る手数料は、証明書一通につき 10,000 円（非課税）を請求する。

**第 16 条（手数料の端数処理）**

この手数料規程に定める手数料の額を算定する場合において、100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

**附則**

（施行日）　この手数料規程は、平成 17 年 10 月 4 日より施行する。

（改定日）　この手数料規程は、平成 19 年 10 月 1 日に改訂する。

（改定日）　この手数料規程は、平成 20 年 4 月 1 日に改訂する。

（改定日）　この手数料規程は、平成 20 年 7 月 1 日に改訂する。

（改定日）　この手数料規程は、平成 24 年 11 月 19 日に改訂する。

（改定日）　この手数料規程は、平成 27 年 6 月 1 日に改訂する。

（改定日）　この手数料規程は、平成 27 年 8 月 18 日に改訂する。

（改定日）　この手数料規程は、平成 29 年 4 月 1 日に改訂する。

（改定日）　この手数料規程は、平成 30 年 9 月 11 日に改訂する。

（改定日）　この手数料規程は、令和 2 年 12 月 1 日に改訂する。

（改定日）　この手数料規程は、令和 3 年 4 月 1 日に改訂する。

（改定日）　この手数料規程は、令和 4 年 5 月 1 日に改訂する。

（改定日）　この手数料規程は、令和 8 年 11 月 2 日に改訂する。